

厚生労働省発基安 0117 第 2 号

令和 7 年 1 月 1 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第二に亜鉛 \parallel ビス(二―メチルプロパー二―エノアート)、アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩、アジピン酸ジ―エチルヘキシル等の物質を追加するものとする。

第二 名称等の表示又は通知の対象となる物の削除

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第二に規定されているステアリン酸ナトリウム、りん酸トリフェニルを削除するものとする。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、令和九年四月一日から施行すること。